

蒲郡市非木造住宅耐震診断事業費補助金交付要領

(目的)

第1条 この要領は、蒲郡市非木造住宅耐震診断事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づく補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において使用する用語の意義は、要綱の定めるところによる。

(耐震診断の内容)

第3条 要綱第2条第4号アからエまでに定める方法とは各建築物の構造における第2次診断法または第3次診断法により実施するものとする。

第4条 要綱第5条別表1における補助金の交付額の上限は、1戸建て以外は、1棟当たり120万円とする。

(用語の定義)

第5条 この要領に定めるもののほか必要な事項については、別に定める。

附 則

この要領は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。